

5 家庭教育の充実

(1) 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの健全な育成を担う場であるとともに、生涯にわたる極めて重要な学習の場として、位置づけられています。また、学校週5日制も家庭や地域における教育力の一層の充実をねらいに制度化されたものです。このような観点から、明日を担う子どもたちの健全な育成を目指し、家庭における教育力の一層の向上を図る必要があります。

このため、健全な家庭づくりを通して子どもの健やかな成長が図れるよう、乳幼児から少年期にいたる子どもを持つ親への援助活動として、家庭教育テレビ番組の制作と放送並びに親の学習機会や指導者のための研修機会の充実、さらには、「家庭の日」の定着に努めます。

また、社会の変化に対応した望ましい家庭教育の在り方などを学習する市町村の家庭教育学級の開設を促進するとともに、必要に応じて講師を派遣するなど、これら学級等への支援に努めます。

さらに、学習に参加が困難な親等に対しては、その実態を考慮し、保健所等での3歳児健康診査の機会や企業が行う講座などを活用した学習機会の拡充に努めます。また、これから親になる若い世代のための学級・講座の開設促進に努めます。

(2) 家庭教育相談体制の充実

社会の変化に伴い、子どもに関する悩みや不安を感じる親が増えていていることから、家庭教育に関する資料の充実やマスメディアを活用した効果的な情報の提供を行うとともに、相談員の養成・確保や研修機会の拡充を図るなど、相談体制の一層の充実に努める必要があります。

このため、県・市町村及び関係相談機関との連携のもとに、電話相談員の事例研究の充実や家庭教育電話相談「すくすくダイヤル」の相談時間の延長など、電話相談事業の充実に努めるとともに、指導者を対象とした指導資料や児童を持つ親等を対象とした育児資料の内容の充実に努めます。

また、教育関係者や子育て経験者等を対象に、家庭教育に関する専門的知識やカウンセリングに関する能力を養成する新たな講座を開設するとともに、市町村における家庭教育相談員の設置を促進します。

(3) 地域の教育力の活性化

家庭教育上の様々な問題は、地域の親同士のふれあいや連帯感の希薄化などにより家庭内だけでは解決しにくい面もみられることから、地域住民が共に支えあう活動を通して、これらの問題の解決が図れるよう、地域の教育力を高めていく必要があります。

このため、親と子のふれあいを目指した事業等の開催を支援するとともに、子育てに関する学習・交流が可能な子育てひろばの確保、指導者研修会等の修了者の活用による



公民館の少年教室における親子のふれあい活動

*子育てひろば：身近で気軽に集まれる社会教育施設等に開設し、親等が相談員の援助の下に、親子のふれあいや子育てに関する学習・交流活動を行う場。